

元の生活を返せ訴訟 第9回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第9回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第9回口頭弁論：1月14日（水）14：00から

同時開催：第9回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2015年1月14日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 基 博
共同代表 弁護士 広田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民 1,393 人（1次原告数 822 人／2次 571 人）

世帯数（1次 336 世帯）（2次 264 世帯・内 16 は1次と重複）

被 告 国、東京電力株式会社

※2014年12月17日に第3次提訴（第3次原告 181 人）。

→まだ、1次・2次とは併合されておらず、審理は始まっていない。

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次 140 人／2次 78 人）

子ども2（本件事故後に懷胎・誕生した子）（1次 8 人／2次 6 人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次 7 人／2次 4 人）

一 般（1次 667 人／2次 483 人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時 0.04 マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で 18 歳未満の者に対しては毎月 8 万円、それ以外の者に対しては毎月 3 万円。

②本件事故後の懷胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金 25 万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料に追加して金 25 万円。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第 2 第 9 回口頭弁論の概要

1 原告の主張

原告側は、今回被侵害利益に関する準備書面（20）を提出しました。

原告ら・いわき市民は、「平穏生活権」という人格権を侵害され続けています。それは、放射線による生命・身体に対する危険だけでなく、日常生活・社会生活全体に関する包括的な生活利益の侵害でもあります。本件損害に関する基本となる主張であり、重要な内容となります。

2 国の主張

国は、原告が昨年 3 月と 5 月に提出した準備書面（責任論）に対する認否を行いつつ、反論してきました（準備書面 6, 7）。しかし、その内容は、原発を推進してきた国の言葉とも思えない、無責任な内容です。その内容の概要について、本日原告代理人が意見陳述をします。

3 東電の主張

東電は、低線量被曝の影響に関する書面（準備書面 8），津波に関する原告の求釈明と資料提出要求に対する書面（準備書面 9）を提出しました。いずれも、東電にとって都合の良いようにつなぎ合せた内容です。

4 第 9 回口頭弁論の進行

原告側からは、代理人 2 人が①被侵害利益に関する意見陳述と②国の準備書面 6 の不合理性に関する意見陳述を行います。そして、原告も 2 人が意見陳述を行います。

5 第 10 回法廷

2015 年 3 月 26 日（木）14 時です。

※今回は木曜日の期日となります。

以 上